ニ　金融商品取引法第二条第二十二項第四号に掲げる取引（同号の数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）

ホ　金融商品取引法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（金銭債権の利率等に基づくものに限る。）

ヘ　金融商品取引法第二条第二十二項第六号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引

三　金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、第一号に掲げる取引と類似のもの

２　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　株式指標　有価証券等（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。）のうち株式に係るものの価格又は利率等に基づき算出される数値をいう。

二　金利指標　金銭債権の利率等及びこれに基づき算出される数値をいう。

三　上場投資信託証券等　金融商品取引法第二条第一項第十号又は第十一号に掲げるもののうち、金融商品取引所又はこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものに上場されているものをいう。

四　金融商品取引所　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。

五　金銭債権　金融商品取引法第二条第二十四項第二号に掲げるものをいう。

六　利率等　金融商品取引法第二条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百七十四号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百七十五号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十二月二十一日とする。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　後藤　茂之
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百七十六号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（高圧ガス保安法施行令の一部改正）

第一条　高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第三条第一項第六号」を「第三条第一項第八号」に、「自動しゃ断器」を「自動遮断器」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

２　法第三条第一項第五号の政令で定める種類の自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものとする。

３　法第三条第一項第五号の政令で定める装置は、原動機（道路運送車両法第四十一条第一項の技術基準に適合するものに限る。）及び燃料装置（当該技術基準に適合するものに限る。第十条の三において同じ。）とする。

第四条の表中「第二条第三項第四号」を「第二条第五項第四号」に改める。

第十条ただし書中「第二十条第三項第二号」の下に「の認定（その更新を含む。）」を加え、「を申請した者が」を「（その更新を含む。）を受けた者が、当該認定に際し」に、「経済産業大臣が認める」を「認められた」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（認定高度保安実施者の認定の有効期間）

第十条の二　法第三十九条の十七第一項の政令で定める期間は、五年とする。ただし、法第三十九条の十三の認定（その更新を含む。）を受けた者が、当該認定に際し、保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させるものとして経済産業省令で定める特に高度な仕組みを有し、かつ、保安の確保の方法が経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものであると認められた場合は、七年とする。